

まちづくり活動スタートアップ支援金交付基準

千里ニュータウンに関わる住民等が、自ら主体的に参加し、千里ニュータウンの活性化に資する活動を行うとともに、自立かつ継続的に発展していくことを目的とし、吹田市・豊中市千里ニュータウン連絡会議において、この基準を定めるものです。

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市・豊中市千里ニュータウン連絡会議（以下「連絡会議」という。）が、千里ニュータウンのまちづくりにおいて、公益活動を行う団体に対し、予算の範囲内において、まちづくり活動スタートアップ支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象団体等)

第2条 支援の対象となる団体（以下「支援対象団体」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 千里ニュータウンに関わる住民等2名以上が構成員に含まれているもの
- (2) 支援の申請をする年度の4月1日時点で、自主的なまちづくり活動を始めて5年未満の立ちあがり期で、継続的に活動する意思のあるもの
- (3) 当該まちづくり活動に要する経費の一部に、会費等独自の財源が充当されているもの
- (4) 構成員に暴力団員が含まれていないもの

2 支援の対象となる活動は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 支援対象団体が千里ニュータウン内で主体的に実施するもの
- (2) 千里ニュータウンのまちづくりに貢献する活動として連絡会議が認めるもの

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる団体又は活動は支援の対象としない。

- (1) 政治、宗教、営利を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 連絡会議の支援の他、公共団体からの「まちづくり活動支援制度」等の支援金支給申請を行っているもの
- (4) その他議長が不適当と認めるもの

(支援の対象となる期間)

第3条 支援対象となるまちづくり活動は、第7条に規定する交付決定通知日から申請年度の2月末日までに実施するものとする。

(支援の対象経費)

第4条 支援の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、支援対象団体が実施するまちづくり活動に要する下記の経費のうち、支援対象期間内に支出されるもので、吹田市・豊中市千里ニュータウン連絡会議長（以下「議長」という。）が適当と認めるものとする。ただし、販売する物品等の経費は、この限りでない。

- (1) 消耗品費：活動の実施に必要な消耗品、ノベルティ作成等
- (2) 印刷製本費：ちらし、ポスター、冊子等のデザイン、印刷
- (3) 使用料及び賃借料：イベント等会場の借上、イベント等備品のリース

- (4) 通信運搬費：切手代、郵送代等
 - (5) 保険料：事業実施に係る保険料
 - (6) その他の経費：その他当該事業実施に不可欠な経費で議長が認めるもの
- (支援金の額)

第5条 支援金の額は、支援対象経費の4分の3に相当する額の範囲内で、議長が定める額とし、その上限は100,000円とする。

2 前条の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする支援対象団体は、まちづくり活動スタートアップ支援金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して議長に対し支援金の申請をしなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約、会則等
- (4) 構成員名簿
- (5) その他議長が必要と認める書類

2 前項の認定の申請をするものは、当該申請に併せて、吹田市・豊中市千里ニュータウン連絡会議における後援名義使用(以下「後援名義使用」という。)の承認を受けるよう申し出ることができる。

(交付の決定)

第7条 議長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、まちづくり活動スタートアップ支援金交付決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。議長は、交付の決定をする場合において、支援の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

2 議長が前項の認定をしたときは、前条第2項の申し出による後援名義使用の申請は、吹田市・豊中市千里ニュータウン連絡会議における後援名義使用承認に関する基準第5条に基づき承認されたものとみなす。なお、後援名義の使用期間は、前項に規定する交付決定通知日から当該事業終了までとする。

(交付決定の取消)

第8条 議長は、支援対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、まちづくり活動スタートアップ支援金交付決定取消通知書により、通知するものとする。

- (1) 支援申請書の内容に、虚偽があったとき
- (2) 支援対象期間において、助成対象となっている活動を実施しなかったとき又は実施する見込みがないとき
- (3) この基準及び交付決定に付した条件に違反したとき
- (4) その他議長が必要と認めたとき

(実績報告)

第9条 支援対象団体は、当該年度のまちづくり活動完了後、速やかにまちづくり活動スタートアップ支援実績報告書に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

- (1) 活動実績報告の詳細（任意の様式）
- (2) まちづくり活動実施時の写真
- (3) 収支報告書
- (4) 支援対象経費の支払を証する書類の写し
- (5) その他議長が必要と認める書類

2 第6条2項の後援名義の使用承認を受けた団体は、前項の書類に加えて、後援名義を使用した印刷物等を提出するものとする。

(支援金の交付額の確定)

第10条 議長は、前条の報告があったときは、その内容を精査し、交付すべき支援金の額を確定し、まちづくり活動スタートアップ支援金交付額確定通知書により、支援対象団体に通知するものとする。

(支援金の交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた支援対象団体は、速やかに、まちづくり活動スタートアップ支援金請求書を議長に提出するものとする。

2 議長は、前項の請求を審査し、適切と判断した場合、支援対象団体に支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第12条 前条の請求により交付した支援金の交付後に、支援対象団体が第8条の各号に該当する行為を行った場合、支援対象団体は連絡会議に支援金を全額返還するものとする。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、議長が定める。